



「よりそい弁護士制度」が 始まりました！

刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する委員会 ●委員長：小竹 広子 (61期)

Hiroko Kotake

2022年10月、第二東京弁護士会に「よりそい弁護士制度」ができました。会員の皆様に制度の内容を知っていただき、国選弁護が終わった後などに、積極的に活用していただければ幸いです。

会員の皆様の中には、刑事弁護を担当した元被疑者・被告人の窮状を見かねて、弁護活動が終わった後にも、何かと相談に乗ったり、何かしらの手続を手伝ったりした経験がある方も多いのではないのでしょうか。刑事事件の弁護活動が終わった後に、罪に問われた人に弁護士がよりそい、社会復帰・再犯防止のためにさまざまな支援を行うことを「よりそい弁護士」活動と呼んでいます。これまで、そうした活動を弁護士が任意に行っても、本人が資力に乏しい場合、弁護士費用が支払われてきませんでした。よりそい弁護士制度は、こうした資力のない方の社会復帰と再犯防止に資する貴重な活動に対し、弁護士会が一定の弁護士費用を支出して援助しましょう！という制度です。

2016年によりそい弁護士制度を最初に設けたのは兵庫県弁護士会でした。2019年には、愛知県の地域再犯防止推進モデル事業と協働する形で、愛知県弁護士会がよりそい弁護士制度を開始しました。二弁でもよりそい弁護士制度を実現したいと、刑事法制・刑事被拘禁者の権利に関する

委員会では、2020年2月、2021年2月と2回にわたってよりそい弁護士制度に関する研修会を開催して機運を高めてきました。2021年11月に札幌弁護士会、2022年6月に広島弁護士会で制度開始、そして二弁での開始は全国で5番目となりました。多くの刑事事件を擁する東京でよりそい弁護士制度を開始できたことは、全国に拡げてゆく大きな1歩になることでしょう。



二弁のよりそい弁護士 制度の特徴

二弁のよりそい弁護士制度の特徴は、対象者の範囲がかなり広いことです。東京都内にある施設に収容されている人・されていた人のみならず、東京都外にある施設から出て東京に住んでいる人・東京で就職した人、その予定がある人も対象としています。したがって、会員の先生方が過去に国選弁護を行ったことがある依頼者さんたちを、広く対象者としてカバーしているはずです。

更に、よりそい弁護として行える活動の範囲も、なるべく限定を加えず、社会復帰促進と再犯防止に役立つ「支援活動」全般を行うことができるようにしています。罪を犯した人が抱える問題と

ニーズは千差万別です。臨機応変な活動を広く対象とすることで、公的機関に比べてフレキシブルで身軽であるという、よりそい弁護士の良さを十全に引き出すことができると考えました。



制度の概要紹介

よりそい弁護士制度の利用は、「よりそい相談」と、「よりそい支援活動」の2つの段階に分かれます。

弁護士が一度対象者に会って相談を受けるという「よりそい相談」は、対象者本人や、その親族からも申し込むことが可能です。その場合、「よりそい弁護士名簿」から担当する弁護士を選び、相談を行います。そして相談の結果「よりそい支援活動」が必要だと判断される場合は、担当弁護士が「よりそい支援活動」の申込みを行う仕組みとなっています。

「よりそい支援活動」は、対象者の弁護人又は付添人である（であった）会員からの申込みが可能です。刑事弁護で関わってきた方に、引き続き、よりそい弁護士として支援を提供し、弁護士会に弁護士費用を支出してもらえることとなりますので、ぜひ活用していただきたいです。この場合、利用される会員が「よりそい弁護士名簿」に記載されている必要はありません。

また「よりそい相談」も「よりそい支援活動」も、対象者を収容中の施設職員や、地方公共団体の職員等からの申込みが可能です。すなわち、対象者の社会復帰と再犯防止のために公的機関でできることは公的機関でやってもらい、法令で決められていなくて公的機関ではどうすることもできない部分をよりそい弁護士が依頼を受けて支援するという、公的機関との連携プレイが可能となります。

東京矯正管区や東京保護観察所等にもよりそい弁護士制度を知って活用していただき、お互いの強みを生かして連携支援できるケースの実績を積み重ねていきたいと考えています。

「よりそい相談」は1回1万円、「よりそい支援活動」は4時間以内の活動なら1万円、4時間を

超える活動であれば2万円の援助金と一定の交通費を、弁護士会が支払います。ただし、弁護士会からの援助金は、対象者1人あたり15万円までと上限が決まっています。よりそい弁護士の活動全てについて弁護士会が費用を負担するというよりは、幅広い会員がよりそい弁護士活動を行えるようにするための、一助となる制度とお考えください。もちろん、会員が任意に無償で「よりそい支援活動」を継続することは妨げられません。

法テラスの援助制度や、日弁連委託援助事業など別の制度を使うことができる場合は、そちらを優先的に使っていただくこととし、よりそい弁護士制度での援助対象とはなりません。



よりそい弁護士ができること

実際によりそい弁護士の活動により、どんなことが実現できるのでしょうか。先に述べたとおり支援のニーズは非常に多岐にわたりますが、例として以下のようなことが考えられます。

(1) 施設収容中の支援

まず、施設収容中に外部交通手段が限られ動きにくい対象者のために、様々な手続を支援することが挙げられます。例えば障害年金を受給している人の更新手続は、今後の資力に大きく影響しますが、施設内にいる本人が自力で全て行うことは困難です。他に私自身が行ったことがあるものとして、国民年金・厚生年金保険の脱退一時金請求手続、国民1人10万円の新型コロナ給付金申請手続、保険解約手続等があります。手続自体は自分で行えることでも、お金を銀行口座で受け取り、ATMで引き出して刑事施設に持ち込むということが、身体拘束を受けている人にとっては大変難しく、助けを必要とします。収容されている期間の健康保険税の免除申請手続等は、本人でも可能ですが、知識がないとできないので、教示や援助が必要な場合もあります。

施設内で購入できない物品を買って送ることも、私自身、これまで何度も頼まれました。資格

取得や依存症克服のために必要な特殊な本、そろばん、性能の良い補聴器、眼鏡などを実際に送ったことがあります。

事件のときに押収されていた物品が戻ってこなくて色々な支障があるというときに、押収品還付請求をし、戻って来た物品を受け取り、必要なものを関係者や本人に送ることも、よく必要とされる支援です。

(2) 生活場所の確保

起訴猶予や執行猶予判決を受けて釈放された方、また満期出所してきた方の行き場がないことはよくあります。更生緊急保護を申請して更生保護施設や自律準備ホームに入居させてもらう、生活保護の申請をする、入居できる福祉施設を探すといった対応が考えられます。本人だけで手続きできるか不安があったり、生活保護の居宅保護が得られにくかったりする人には、付き添いが必要です。また親族との関係調整を行うことで、家に戻ることができたり、生活費の援助を受けられたりする場合もあるでしょう。

(3) 治療を実現する環境調整

またアルコールや薬物、ギャンブルのいわゆる依存症、クレプトマニア、摂食障害、DVなど、治療が必要な疾患が犯罪の原因になっている場合、社会に出てすぐに治療機関につながるものが不可欠です。ところが、治療できる医療機関を探して行く、自助グループを探して行くという単純なことが難しく、様々な理由で踏み出せない人が多くいます。そこによりそい弁護士が関与して、それらの機関へ行けない理由を取り除き、治療機関を探してつなげる活動は非常に重要です。最初

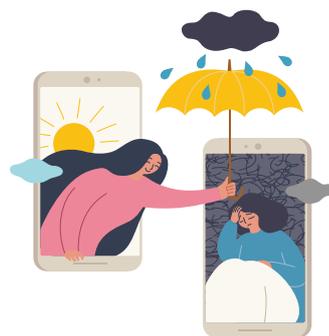
の受診やAA・NAへの最初の参加に弁護士が付き添うことで、抵抗感を乗り越えられる方もいます。

経済的理由で治療が困難な場合には、精神保健福祉法の自立支援医療を使って治療を受ける手続を、弁護士が支援する可能性もあるでしょう。

(4) 関係調整とエンパワー

対象者は、事件を起こすことで、突然仕事を放棄していなくなったり、家族の期待を裏切ったりし、周囲の人との関係が悪くなっていることが多いものです。その中でも対象者にとって大切な人と、弁護士が間に入って関係を調整してあげることで、今後生きていく上での精神的な支えや資源が得られることがあります。

罪を犯した対象者の多くは対人コミュニケーションに問題を抱えており、自分の感情をきちんと感じて対処することや、適切にアサーティブな意思表示をすることが苦手です。生育環境が不適切で、信頼できる大人を持たずに育った人も少なくありません。よりそい弁護士が「信頼できる大人」として関わることで、対象者自身のコミュニケーション能力を向上させ、適切な問題解決の方法を学んでもらうエンパワーも可能ではないかと期待しています。



よりそい弁護士 研修会のご案内

当委員会では、2023年2月21日18時より、「使ってみよう！二弁の『よりそい弁護士制度』」と題して、研修会を開催します。二弁の会員ページからお申し込みください。

会員の先生方に積極的に制度を利用して「よりそい弁護士」になっていたいただき、ご意見をいただきながらこの制度を成長させていけたら幸いです。